

## ゆうゆうクラブ運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、ゆうゆうクラブの運営に、必要な事項を定める。

(利用できない日)

第2条 ゆうゆうクラブの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日
- (3) 8月13日から8月15日まで
- (4) 12月30日から翌年1月3日まで

2 前項の休業日以外に、事業管理者が必要と認め理事長が承認した場合は、臨時に休業することができる。

(利用時間)

第3条 ゆうゆうクラブの利用時間は、次のとおりとする。

区 分	開業時間
学校登校日	学校の下校時間から午後7時まで
学校休業日	午前7時30分から午後7時まで

(対象利用者)

第4条 ゆうゆうクラブに入会できる利用者は、高萩市に在住する小学校1年生から小学校6年生までの児童とする。

(入会申込)

第5条 入会申込は、高萩市からの案内通知により行う。

(入会の不承認)

第6条 定員を超える入会申込があった場合は、次に掲げる各号の順により不承認とする。

- (1) 東小学校以外の小学校の児童
- (2) 小学校4年生以上の児童
- (3) 入会申込時の第2希望の放課後クラブに入会できる見込みの児童

(入会の優先順位)

第7条 前条の規定を適用してもなお定員を超える入会申込があった場合は、次の各号の順に入会を承認する。

- (1) 親族等を含め養育者の確保が困難と認められる児童
- (2) 低学年の児童
- (3) 前年度から引き続き利用する児童
- (4) 兄弟姉妹で利用する児童
- (5) 保護者の迎え時間が通常の利用時間を超えることが予想される児童
- (6) 運営責任者が入会が必要と認める場合

(利用料金)

第8条 ゆうゆうクラブの利用料金は、次のとおりとする。

区 分	利用料金	備 考
-----	------	-----

基本保育料	月額	5,000 円	
昼食代	日額	300 円	学校給食がない日に利用した場合
おやつ代	日額	70 円	
土曜日加算保育料	日額	1,000 円	

2 月の中途に入会した場合の利用料金は、次のとおりとする。

入会日	利用料金	備 考
月の2日から5日まで	月額 4,500 円	
月の6日から10日まで	月額 4,000 円	
月の11日から15日まで	月額 3,500 円	
月の16日から20日まで	月額 3,000 円	
月の21日から25日まで	月額 2,500 円	
月の26日から末日まで	月額 2,000 円	
昼食代	日額 300 円	学校給食がない日に利用した場合
おやつ代	日額 70 円	
土曜日加算保育料	日額 1,000 円	

3 月の中途に退会した場合の利用料金は、次のとおりとする。この場合、退会日は、退会の申し出のあった日の翌日とする。

退会日	利用料金	備 考
月の1日から5日まで	月額 2,000 円	
月の6日から10日まで	月額 2,500 円	
月の11日から15日まで	月額 3,000 円	
月の16日から20日まで	月額 3,500 円	
月の21日から25日まで	月額 4,000 円	
月の26日から末日の前日まで	月額 4,500 円	
昼食代	日額 300 円	学校給食がない日に利用した場合
おやつ代	日額 70 円	
土曜日加算保育料	日額 1,000 円	

4 第1項から第3項までの昼食代及びおやつ代は、日額に月毎の該当日数を乗じた金額とする。

5 土曜日保育を希望する場合は、土曜日加算保育料に昼食代及びおやつ代を加えた金額とする。

6 ひとり親家庭の利用者の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額の50%とする。

7 同一世帯で利用者が2人以上の場合において2人目以降の基本利用料は、第1項から第3項までに規定する金額の50%とする。

8 生活保護世帯の利用者の基本利用料は、全額免除する。

(一時利用)

第9条 ゆうゆう館長は、保護者の疾病、出産、冠婚葬祭、看護、災害、事故、出張、学校等への公的行事への参加、その他ゆうゆう館長が小学校の児童の家庭での養育が一時的に困難

と認める場合は、利用者の保護者又は親族からの申出により、一時利用を認めることができる。

(一時利用の利用料金)

第10条 前条の規定に基づき、ゆうゆうクラブを一時利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。

区 分	利用料金	備 考
学校下校後利用の保育料	日額 1,000 円	他におやつ代加算
土曜日利用の保育料	日額 2,000 円	他に昼食代、おやつ代加算
学校長期休業期間利用の保育料	日額 2,000 円	他に昼食代、おやつ代加算

2 前項に規定する学校長期休業期間利用の保育料は、2日以上連続して一時利用する場合は、2日目以降から500円を減額する。ただし、定員を超える場合は一時利用を認めない場合がある。

3 第1項の規定にかかわらず、過去に在籍していた児童が一時利用する場合の利用料金は、次のとおりとする。ただし、前項の前段規定は適用しない。

区 分	利用料金	備 考
学校下校後利用の保育料	日額 500 円	他におやつ代加算
土曜日利用の保育料	日額 1,000 円	他に昼食代、おやつ代加算
学校長期休業期間利用の保育料	日額 1,000 円	他に昼食代、おやつ代加算

(迎車の利用料)

第11条 東小学校以外の小学校に在籍する児童で、ゆうゆうクラブを利用するために館長が認める場合は、在籍する小学校への迎車を利用することができる。ただし、運行は平日(学校の休業日を除く。)のみとする。

2 前項に規定する迎車を利用しようとする保護者は、迎車利用申込書(様式第1号)を館長に提出しなければならない。

3 迎車の利用料金は、月額500円とし、館長は毎月利用者の保護者に請求するものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は経営役員会の承認を得てゆうゆう館長が定める。

付 則

この要項は、平成21年度の入会を希望する者から適用する。

付 則

この要項は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成29年12月1日から適用する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成30年4月1日から適用する。